



有害使用済機器の保管等に関する 届出制度の創設に係る説明会

平成30年7月17日

北九州市環境局
産業廃棄物対策課



本日の内容

- 1 廃棄物処理法の改正概要
- 2 有害使用済機器の保管及び処分の基準
- 3 届出手続・記入要領
- 4 火災防止について
- 5 質疑応答



1 廃棄物処理法の改正概要



廃棄物処理法改正の背景・目的

雑品スクラップによる諸問題

- 雑品スクラップの保管又は処分が、環境保全措置が十分に講じられないまま行われることにより、火災の発生を含め、生活環境上の支障が発生。
- 有価な資源として取引される場合が多いため、廃棄物としての規制を及ぼすことが困難な事例あり。



廃棄物処理法改正の背景・目的

法改正の内容（法第17条の2）

- ①使用を終了し、収集された機器（廃棄物を除く。）のうち、その一部が原材料として相当程度の価値を有し、かつ、適正でない保管又は処分が行われた場合に人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるものを**有害使用済機器**として定義
- ②有害使用済機器の保管又は処分を業として行おうとする者に**都道府県知事又は政令市長への届出を義務付け**
- ③政令で定める**保管・処分に関する基準の遵守を義務付け**
- ④都道府県による**報告徴収及び立入検査、改善命令及び措置命令の対象に追加**（これらの違反があったときは罰則の対象）



有害使用済機器の指定

廃棄物処理法施行令第16条の2

法第17条の2第1項の政令で定める機器は、次に掲げる機器（一般消費者が通常生活の用に供する機器及びこれと同様の構造を有するものに限り、その附属品を含む。）であつて、
使用を終了し、収集されたもの（廃棄物を除く。）とする。



有害使用済機器品目一覧

- 1 ユニット形エアコンディショナー(ウインド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。)
- 2 電気冷蔵庫及び電気冷凍庫
- 3 電気洗濯機及び衣類乾燥機
- 4 テレビジョン受信機のうち、次に掲げるもの
イ プラズマ式のもの及び液晶式のもの(電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。)
ロ ブラウン管式のもの
- 5 電動ミシン
- 6 電気グラインダー、電気ドリルその他の電動工具
- 7 電子式卓上計算機その他の事務用電気機械器具
- 8 ヘルスメーターその他の計量用又は測定用の電気機械器具
- 9 電動式吸入器その他の医療用電気機械器具
- 10 フィルムカメラ
- 11 磁気ディスク装置、光ディスク装置その他の記憶用電気機械器具
- 12 ジャー炊飯器、電子レンジその他の台所用電気機械器具(第2号に掲げるものを除く。)
- 13 扇風機、電気除湿機その他の空調用電気機械器具(第1号に掲げるものを除く。)
- 14 電気アイロン、電気掃除機その他の衣料用又は衛生用の電気機械器具(第3号に掲げるものを除く。)
- 15 電気こたつ、電気ストーブその他の保温用電気機械器具
- 16 ヘアドライヤー、電気かみそりその他の理容用電気機械器具
- 17 電気マッサージ器
- 18 ランニングマシンその他の運動用電気機械器具
- 19 電気芝刈機その他の園芸用電気機械器具
- 20 蛍光灯器具その他の電気照明器具
- 21 電話機、ファクシミリ装置その他の有線通信機械器具
- 22 携帯電話端末、PHS端末その他の無線通信機械器具
- 23 ラジオ受信機及びテレビジョン受信機(第4号に掲げるものを除く。)
- 24 デジタルカメラ、ビデオカメラ、ディー・ビー・ディー・レコーダーその他の映像用電気機械器具
- 25 デジタルオーディオプレーヤー、ステレオセットその他の電気音響機械器具
- 26 パーソナルコンピュータ
- 27 プリンターその他の印刷用電気機械器具
- 28 ディスプレイその他の表示用電気機械器具
- 29 電子書籍端末
- 30 電子時計及び電気時計
- 31 電子楽器及び電気楽器
- 32 ゲーム機その他の電子玩具及び電動式玩具



有害使用済機器の判別

有害使用済機器に該当するか否か

まず対象物の廃棄物の該当性を判断し、廃棄物とは判断されない場合について、改めて有害使用済機器の該当性に関して本来の用途としての使用が終了されているか否かの観点から判断することとなる。



廃棄物、有害使用済機器、リユース品の概念図

リユース品

再使用を目的とした物（製品リユース）

有害使用済機器

使用を終了し、収集された機器（廃棄物を除く。）のうち、その一部が原材料として相当程度の価値を有し、かつ、適正でない保管又は処分が行われた場合に人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるもの

廃棄物

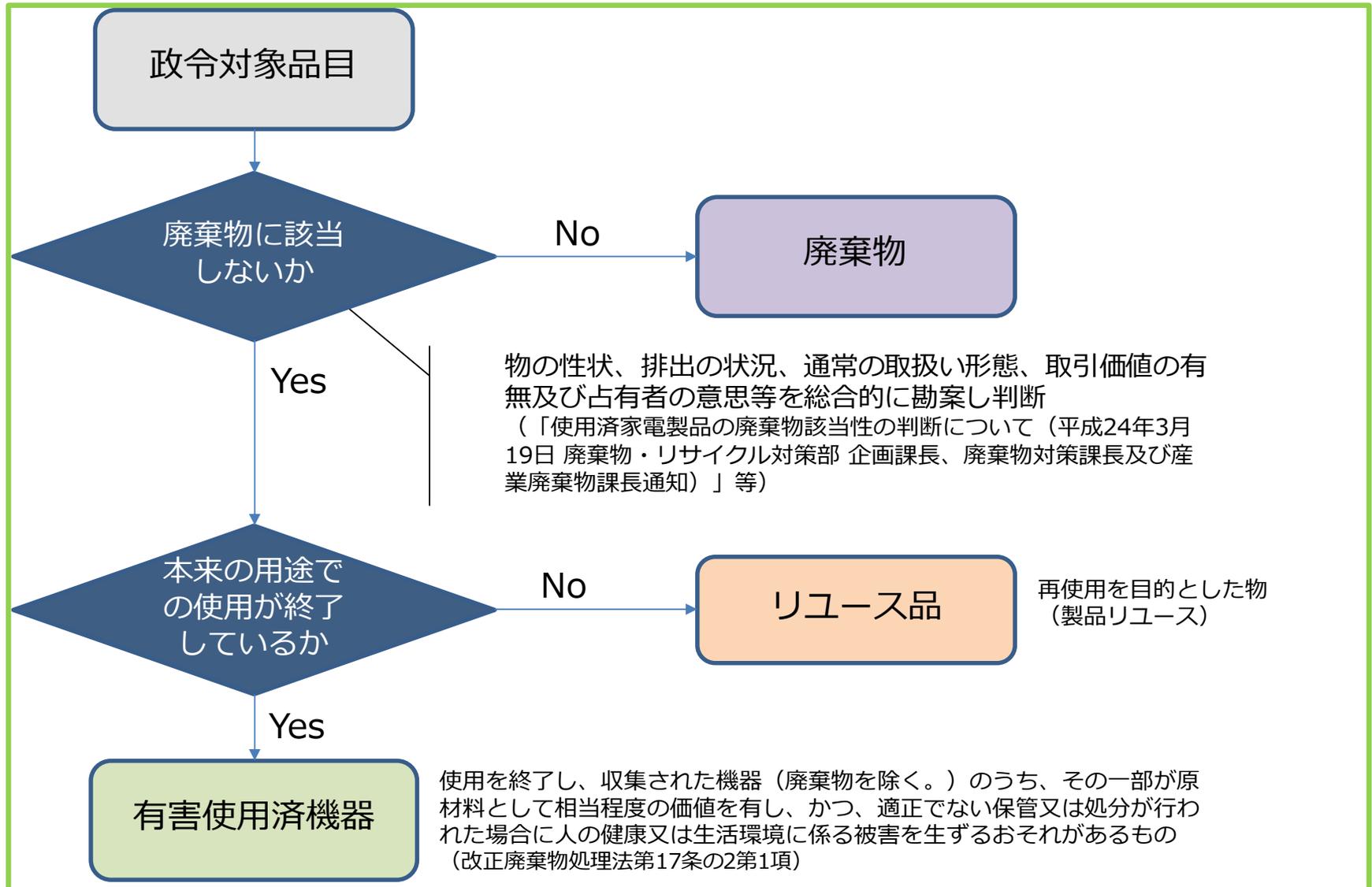
物の性状、排出の状況、通常の手扱い形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案し判断

有価物
↑

↓
廃棄物



有害使用済機器の判別





有害使用済機器の判別

家電4品目（エアコン・テレビ・冷蔵庫・洗濯機）の取扱い

○リユース品としての市場性が認められない場合
（年式が古い、通電しない、破損、リコール対象製品等）

○再使用の目的に適さない粗雑な取扱い
（雨天時の幌無しトラックによる収集、野外保管、乱雑な積上げ等）

➡ **当該家電4品目は廃棄物に該当するものと判断される**

○飛散・流出を防止するための措置やフロン回収の措置等を
講じずに廃棄物処理基準に適合しない方法によって分解、
破壊等の処分を行っている場合

➡ **当該家電4品目は排出者からの収集時点から廃棄物
に該当するものと判断される**

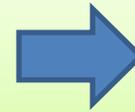


有害使用済機器の判別

破損した機器、部品等の取扱い

○外形上もとの機器が判別できる場合

- ・ほぼ原形をとどめているプリンター
- ・ケースの一部がとれているが、パソコンとして判別できるもの等



有害使用済機器
に**該当する**

○部品や原材料となるまで処理されたもの

- ・パソコンを解体し内蔵HDD、基板、電源等の部品
単体となったもの
- ・破碎等の処理後、金属製錬の原料用とできるまで
選別された基板や、鉄くず、アルミくず等



有害使用済機器
に**該当しない**

○取扱いの過程で破損等されたことで、廃棄物と判断された機器については、廃棄物として適正に処理する必要がある。また、有害使用済機器の処理の過程で発生する廃棄物は、当該事業場の廃棄物として廃棄物の処理基準に従い適正に処理する(又は廃棄物の処理業者に処理委託する)必要がある。

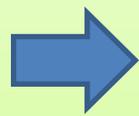


有害使用済機器の判別

リユース品を再使用しない場合の取扱い

○リユース品としての市場性が認められない場合
(年式が古い、通電しない、破損、リコール対象製品等)

○再使用の目的に適さない粗雑な取扱い
(雨天時の幌無しトラックによる収集、野外保管、乱雑な積上げ等)



再使用を目的として、製品を買取・引取したものであっても、有害使用済機器に該当するものと判断される



有害使用済機器の判別

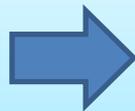
有害使用済機器が金属スクラップ等と混合している場合

混合物が総体として廃棄物
と判断される場合



廃棄物として処理する

混合物が総体として廃棄物
とは判断されない場合



- ・混合している対象品目について、**廃棄物**該当性を判断
- ・廃棄物と判断できない場合は、**有害使用済機器**の該当性を判断

以上の判断経過を経て、混合物内の対象品目が有害使用済機器に該当する場合は、この混合物の保管等を業とする者は届出が必要である。



2 有害使用済機器の保管及び 処分の基準



有害使用済機器の保管及び処分の基準

根拠条文（法第17条の2 第2項）

有害使用済機器保管等業者は、政令で定める有害使用済機器の保管及び処分に関する基準に従い、有害使用済機器の保管又は処分を行わなければならない。

有害使用済機器の保管の基準（令第16条の3 1項）

一 有害使用済機器の保管に当たっては、次によること。

イ 保管は、次に掲げる要件を満たす場所で行うこと。

- (1) **保管の場所の周囲に囲いが設けられていること。**
- (2) 環境省令で定めるところにより、外部から見やすい箇所に有害使用済機器の保管の場所である旨その他有害使用済機器の保管に関し**必要な事項を表示した掲示板が設けられていること。**



有害使用済機器の保管の基準 (令第16条の3 1項)

(令第16条の3 1項 続き)

- 保管の場所から有害使用済機器又は当該保管に伴って生じた汚水が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように次に掲げる措置を講ずること。
 - (1) 保管する有害使用済機器の荷重が直接囲いにかかり、又はかかるおそれがある構造である場合にあつては、当該荷重に対して当該囲いが構造耐力上安全であること。
 - (2) 屋外において有害使用済機器を容器を用いずに保管する場合にあつては、積み上げられた有害使用済機器の高さが**環境省令で定める高さを超えないようにすること。**
 - (3) 有害使用済機器の保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合にあつては、当該汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するため、**保管の場所の底面を不浸透性の材料で覆うとともに、油分離装置及びこれに接続している排水溝その他の設備を設けること。**
 - (4) その他環境省令で定める措置



有害使用済機器の保管の基準 (令第16条の3 1項)

(令第16条の3 1項 続き)

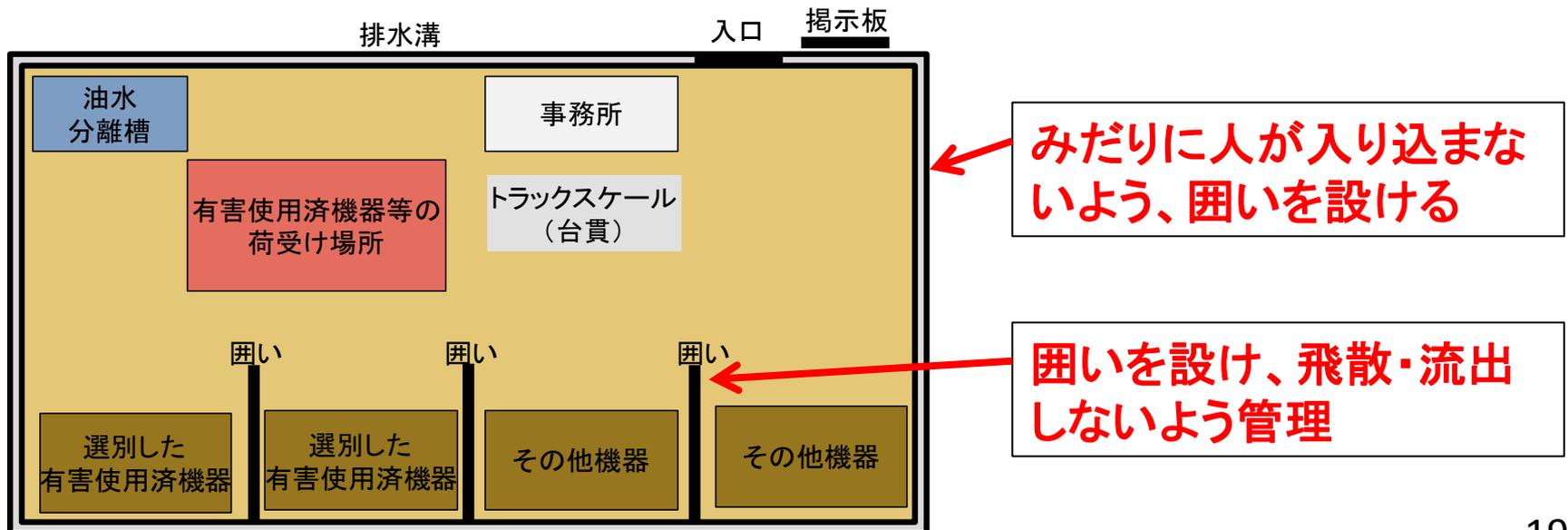
- ハ 保管の場所において騒音又は振動が発生する場合にあつては、当該騒音又は振動によつて生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。
- ニ 保管の場所における火災の発生又は延焼を防止するため、有害使用済機器がその他の物と混合するおそれのないように他の物と区分して保管することその他の環境省令で定める措置を講ずること。
- ホ 保管の場所には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。



有害使用済機器の保管の基準

【囲いの設置】について

- ・ みだりに人が入り込まないように、また機器やその一部が周辺環境へ飛散・流出しないよう管理するため、**囲いを設け、保管の位置を明らかにする必要がある。**
- ・ **囲いに加重がかかるように有害使用済機器が保管されている場合、**囲いが倒れ又は壊れること等により、有害使用済機器が周辺に崩落しないように、当該荷重に対して**構造耐力上安全である必要がある。**





有害使用済機器の保管の基準

【保管ヤード付近の掲示板の設置】について

- 有害使用済機器の保管等の場所である旨、管理者の氏名又は名称、及び連絡先、保管又は処分の別、保管品目、最大保管高さ(容器を用いずに屋外で保管する場合に限る。)など、**必要な事項が表示された掲示板を設ける必要がある。**

有害使用済機器の保管場所		
保管する有害使用済機器の品目		
管理者	氏名又は名称	
	連絡先	
最大保管高さ		m

または「廃棄物処理法第17条の2に規定する機器(有害使用済機器)の保管場所」

処分(又は再生)も行っている場合は、「～の保管・処分(再生)場所」と記載

代表的な取扱品目を3つ以上記載。なお、代表的な品目の選定に当たっては、取扱量上位3種を選定するなど、取扱実態と乖離しない品目を選定すること

- ヤードの入り口等の見やすい場所に掲示板を設置(**縦60cm × 横60cm以上**)

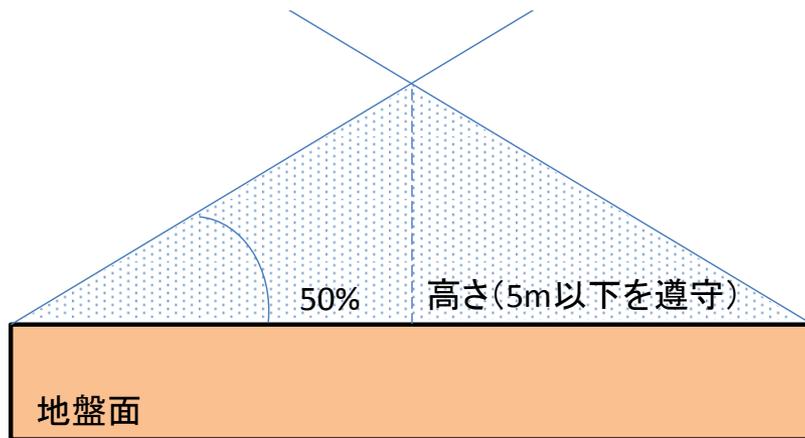


有害使用済機器の保管の基準

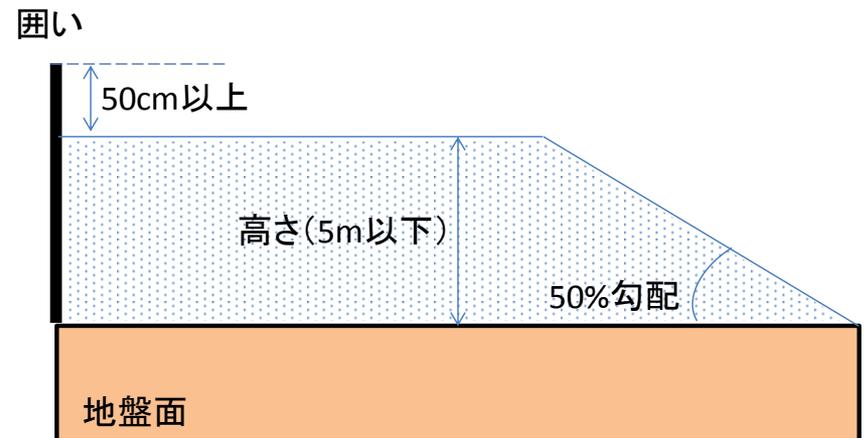
【保管高さ】について

- 有害使用済機器を容器を用いずに屋外で保管する場合、機器やその一部の周辺環境への飛散・流出防止や火災対策の観点から**保管の状況に応じて定められた高さを超えないようにする必要がある。**

① 堅牢な囲い接しない場合



② 堅牢な囲いに接する場合



- 高さは5m以下**を遵守する。
- 水平面に対し**50%の勾配**として保管する。
- 一つの集積単位の面積は200m²以下**とする。

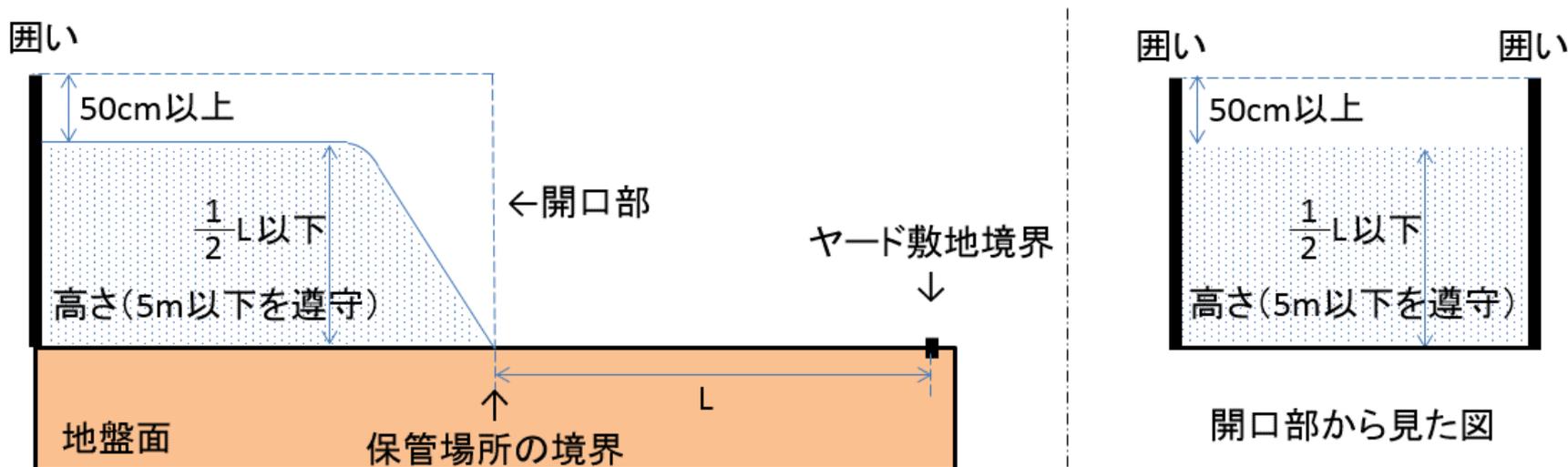


有害使用済機器の保管の基準

【保管高さ】について

- 有害使用済機器を容器を用いずに屋外で保管する場合、機器やその一部の周辺環境への飛散・流出防止や火災対策の観点から**保管の状況に応じて定められた高さを超えないようにする必要がある。**

③ 三方を堅牢な囲いでかこむ場合

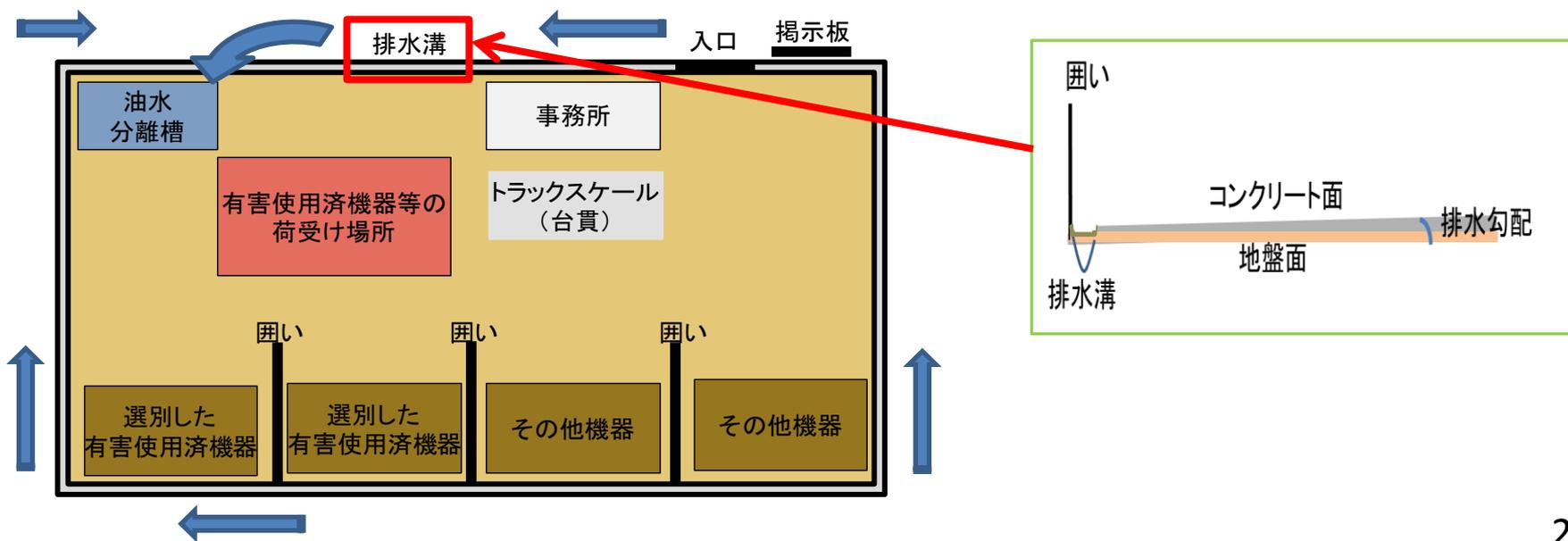




有害使用済機器の保管の基準

【土壌・地下水汚染防止】について

- ・ **汚水や油が流出するおそれがある場合には**、保管ヤード外への流出防止及び、保管ヤードの雨水の速やかな排水のため、**保管場所のコンクリート敷設とともに、周辺に排水溝を設置し、併せて雨水・汚水を集約する箇所に油水分離槽等を設置する等必要な措置を講じる必要がある。**
- ・ 排水溝は、雨水・汚水の集水箇所に流れるよう、排水勾配を確保する必要がある。





有害使用済機器の保管の基準

【飛散流出に関する必要な措置】について

- ・ 屋外で容器を用いずに保管する場合で、**強風時等に有害使用済機器やその一部が飛散・流出するおそれのある場合は、フェンスを設けるなど保管の状況に応じて必要な対策を講じる必要がある。**

【生活環境の保全】について

- ・ 機器の搬入搬出に伴う車両の走行、車両からの積卸し、積み込み、選別時の重機稼働等による**騒音・振動により、生活環境保全上悪影響をおよぼさないよう必要な措置を講じる必要がある。**

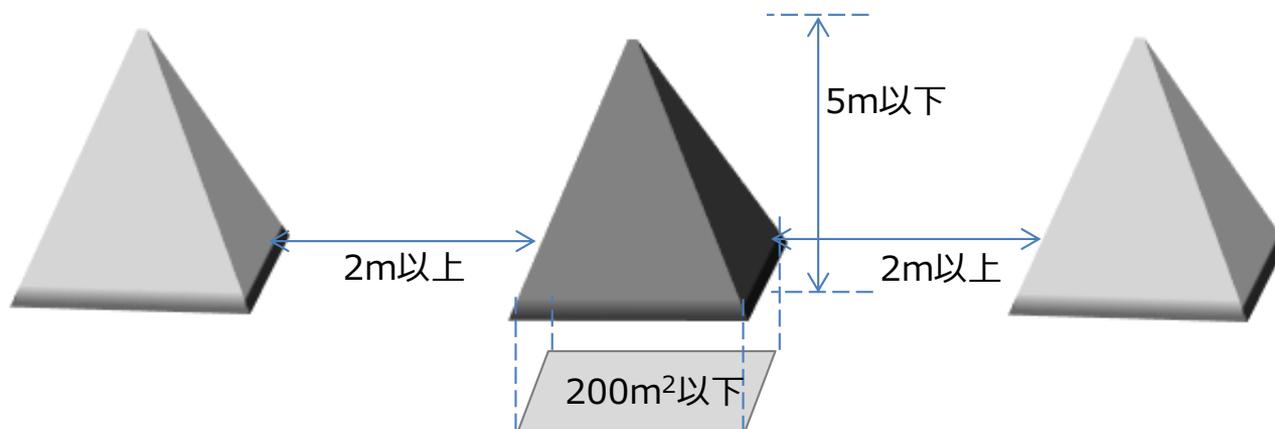




有害使用済機器の保管の基準

【火災・延焼防止】について

- ・ **有害使用済機器は、廃棄物や金属スクラップ等その他の廃棄物に該当しない資源物と分別して保管する必要がある。** 混合状態で搬入された場合は、展開検査を行う等により適正に分別する必要がある。
- ・ **油、電池・バッテリー、ガスボンベ、トナーカートリッジ等の扱いについては、分別した上で適正に処理する必要がある。**
- ・ **一つの集積単位の面積は 200m^2 以下**とする必要がある。
- ・ **(不燃性の仕切りを設ける場合を除き)一つの集積単位と他の物、又は集積単位相互間の離隔距離は 2m 以上**とする必要がある。





有害使用済機器の保管の基準

【公衆衛生の保全等】について

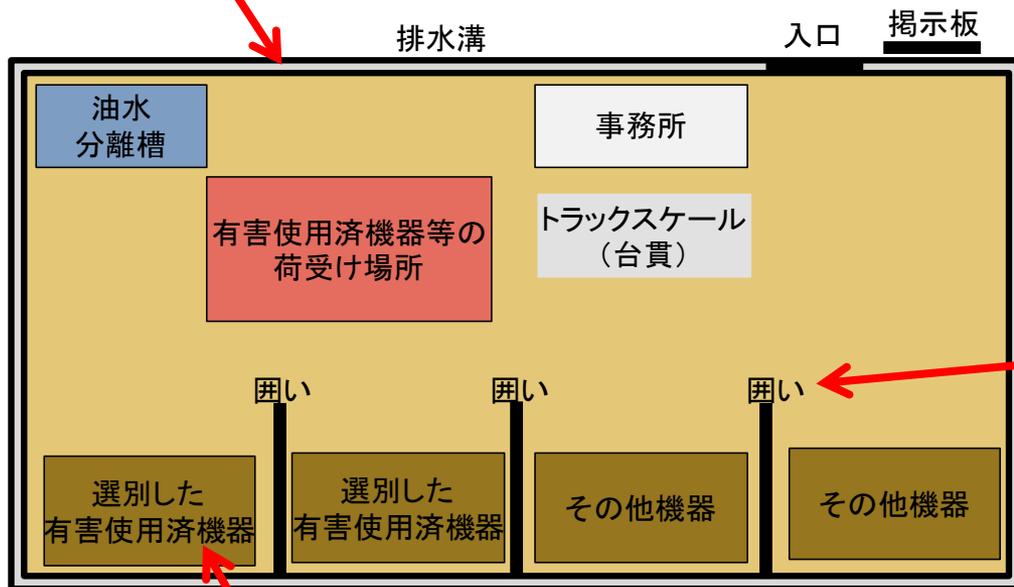
- ねずみ、害虫等が発生しないようにする必要があるため、保管する有害使用済機器等の雑品スクラップの整理、整頓及び保管場所の清掃を行うことで衛生的な環境を作り出すこと、害虫が発生しないよう又は雨水の腐敗による悪臭が発生しないよう雨水が溜まらないようにすることなどの措置を講じる必要がある。
- 害虫等の発生のおそれがある場合には、薬剤散布などが考えられる。



有害使用済機器の保管を行う事業場の イメージ図

- ・保管場所のコンクリート敷設
- ・周辺に排水溝を設置
- ・油水分離槽を設置

掲示板を設置
(縦60cm×横60cm以上)



みだりに人が入り込まないよう、囲いを設ける

囲いを設け、飛散・流出しないよう管理

保管高さを超えないこと
一つの集積単位の面積は200m²以下
(不燃性の仕切りを設ける場合を除き) 離隔距離は2m以上



有害使用済機器の処分の基準 (令第16条の3 2項)

- 二 有害使用済機器の処分(焼却、熱分解、埋立処分及び海洋投入処分を除く。以下この号において同じ。)又は再生に当たつては、次によること。
 - イ 処分又は再生の場所から有害使用済機器又は当該処分若しくは再生に伴つて生じた汚水が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように次に掲げる措置を講ずること。
 - (1) 有害使用済機器の処分又は再生に伴い汚水が生ずるおそれがある場合にあつては、当該汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するため、**処分又は再生の場所の底面を不浸透性の材料で覆うとともに、油分離装置及びこれに接続している排水溝その他の設備を設けること。**
 - (2) その他環境省令で定める措置
 - ロ 処分又は再生に伴う**騒音又は振動によつて生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。**
 - ハ 処分又は再生の場所における火災の発生又は延焼を防止するため、**有害使用済機器がその他の物と混合するおそれのないように他の物と区分して処分又は再生することその他の環境省令で定める措置を講ずること。**
- ニ イからハまでに掲げるもののほか、前条第一号から第四号までに掲げる機器が有害使用済機器となつたものの再生又は処分を行う場合には、環境大臣が定める方法により行うこと。



有害使用済機器の処分の基準

【飛散流出防止】について

- ・ **有害使用済機器**やその破片等の飛散を防止する必要がある。（建屋内で処分を行う等）
- ・ **油や有害物質を含む物もあり、これらの飛散流出を防止する必要がある。**（あらかじめ油や液体を除去する、処分を行う場所の不浸透対策等の措置を講ずる等）

【騒音・振動等の防止】について

- ・ 処分に伴い**騒音や振動、悪臭等**が発生し、周辺環境へ影響を及ぼすおそれがあることから、**周辺の生活環境上支障が生じないような措置を講じる必要がある。**（住居から可能な限り離隔する、防音効果の高い壁を設置する、建屋内に設置する、接地面に振動防止装置を設ける、夜間操業を慎む等）



有害使用済機器の処分の基準

【火災防止等】について

- ・ 発火のおそれのあるものや蛍光管等処分により有害物質の飛散・流出のおそれがあるものを取り除く必要がある。
- ・ 処理設備に投入する有害使用済機器の中に処理に適さないものが含まれていないことを確認する。(連続的監視装置、目視等)
- ・ 延焼防止のため消火器を設置する等の措置も考えられる。

【特定家庭用機器に該当する品目の処分】について

- ・ 有害使用済機器のうち、エアコン・テレビ・冷蔵庫・洗濯機に関しては環境大臣が定める方法によって再生又は処分を行う必要がある。

【禁止行為】について

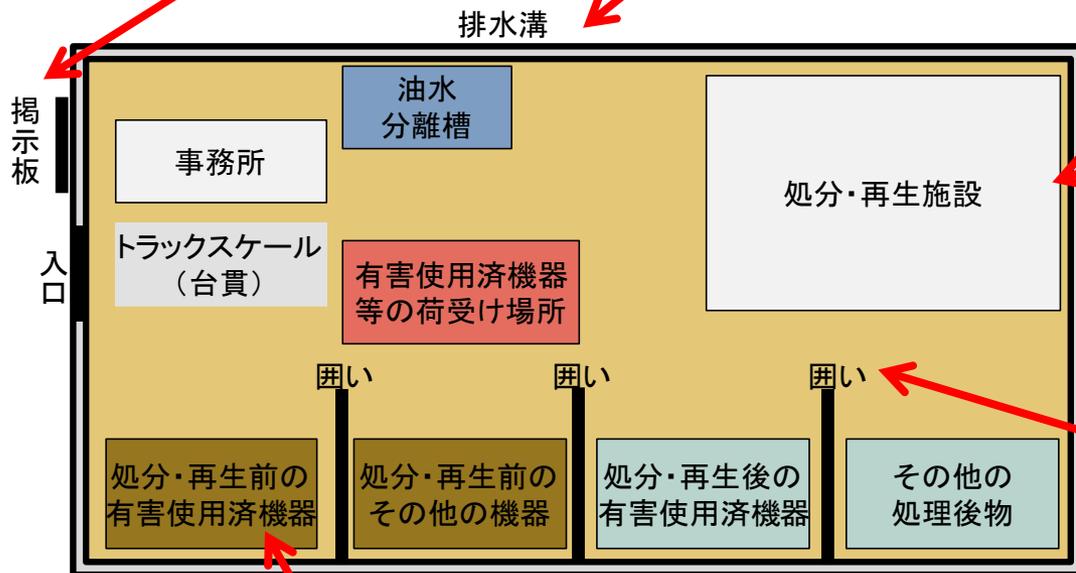
- ・ 有害使用済機器は、焼却、熱分解、埋立処分及び海洋投入処分を行ってはならない。(令第16条の3 3項)



有害使用済機器の処分を行う事業場のイメージ図

掲示板を設置
(縦60cm×横60cm以上)

- ・保管場所のコンクリート敷設
- ・周辺に排水溝を設置
- ・油水分離槽を設置



- ・飛散防止
- ・騒音、振動、悪臭防止

囲いを設け、飛散・流出しないよう管理

保管高さを超えないこと
一つの集積単位の面積は200m²以下
(不燃性の仕切りを設ける場合を除き) 離隔距離は2m以上



帳簿の整備

(有害使用済機器保管等業者が備えるべき帳簿)

第十三条の十二 **有害使用済機器保管等業者は、帳簿を備え、有害使用済機器の保管、処分又は再生について次の表の上欄の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる事項を記載しなければならない。**

保管	一 受入れ年月日 二 受け入れた場合には、受入先ごとの受入量及び受け入れた有害使用済機器の品目 三 搬出した場合には、搬出先ごとの搬出量と品目
処分又は再生	一 処分又は再生年月日 二 処分又は再生に伴って生じた廃棄物又は再生品の持出先ごとの持出量及び処分又は再生した有害使用済機器の品目

- 前項の帳簿は、事業場ごとに備え、毎月末までに、前月中における前項に規定する事項について、記載を終了していなければならない。
- 有害使用済機器保管等業者は、第一項の帳簿を、次に掲げるところにより保存しなければならない。
 - 帳簿は、一年ごとに閉鎖すること。
 - 帳簿は、閉鎖後**五年間**事業場ごとに保存すること。



帳簿の記載例(保管のみの場合)

受入	受入年月日	受入品目	受入先	受入量	取扱方法	備考
	H30.00.00	エアコン	A社	00kg	保管	
	H30.00.00	パソコン、 OA機器	B社	00kg	保管、選別	バッテリーを除去
	H30.00.00	機器混合	C社	00kg	保管、選別	パソコン、プリンター
	合計			00kg		

搬出	搬出年月日	搬出品目	搬出先	搬出量	備考
	H30.00.00	エアコン	D社	00kg	
	H30.00.00	パソコン	E社	00kg	
	H30.00.00	プリンター	F社	00kg	
	H30.00.00	バッテリー	G社	00kg	
	合計			00kg	



帳簿の記載例

(保管及び処分・再生を行う場合)

受入	受入年月日	受入品目	受入先	受入量	取扱方法	備考
	H30.00.00	エアコン	A社	00kg	保管、破碎	
	H30.00.00	パソコン、 OA機器	B社	00kg	保管、解体、 破碎	バッテリーを除去
	H30.00.00	機器混合	C社	00kg	保管、破碎	バッテリー、蛍光管 を除去
	合計			00kg		

搬出	搬出年月日	搬出品目	搬出先	搬出量	備考
	H30.00.00	基板	D社	00kg	
	H30.00.00	銅	E社	00kg	
	H30.00.00	バッテリー	F社	00kg	廃棄物として処理委託
	H30.00.00	蛍光管	G社	00kg	廃棄物として処理委託
	合計			00kg	



届出手続・届出除外対象事業者

届出手続について（法第17条の2第1項）

有害使用済機器の保管又は処分を業として行おうとする者（適正な有害使用済機器の保管を行うことができるものとして環境省令で定める者を除く。）は、**あらかじめ、環境省令で定めるところにより、その旨を当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。**その届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

届出除外対象者概要

- ① **関係法令の許可等を受けた者**（廃棄物処理法の許可等及び家電リサイクル法・小型家電リサイクル法に基づく認定等を受けた者（有害使用済機器と同等の機器を取扱う事業者に限り、**許可・認定等に係る事業場と同一敷地内の事業に限る**）等）
- ② 有害使用済機器の保管の用に供する**事業場の敷地面積が100m²を超えない者**
- ③ 有害使用済機器の保管、処分又は再生以外の事業をその本来の業務として行う場合であって、**当該本来の業務に付随して有害使用済機器の保管のみを一時的に行う者**



届出除外対象事業者

対象事業者	届出不要となる処理	
	保管	処分
一般廃棄物収集運搬業者(積替保管を含む収集運搬に係る許可を受けた者に限る。)	不要	
一般廃棄物処分業者	不要	不要
一般廃棄物再生利用認定業者(積替保管を含む収集運搬のみに係る認定を受けた者に限る。)	不要	
一般廃棄物再生利用認定業者(処分に係る認定を受けた者に限る。)	不要	不要
一般廃棄物広域的処理認定業者(その委託を受けて当該認定に係る処理を業として行う者(法第9条の9第2項第2号に規定する者であって積替施設を有する者に限る。))を含む。)	不要	
一般廃棄物広域的処理認定業者(その委託を受けて当該認定に係る処理を業として行う者(法第9条の9第2項第2号に規定する者であって当該処理の用に供する施設を有する者に限る。))を含む。)	不要	不要
産業廃棄物収集運搬業者(積替保管を含む収集運搬に係る許可を受けた者に限る。)	不要	
産業廃棄物処分業者	不要	不要
産業廃棄物再生利用認定業者(積替保管を含む収集運搬のみに係る認定を受けた者に限る。)	不要	
産業廃棄物再生利用認定業者(処分に係る認定を受けた者に限る。)	不要	不要
産業廃棄物広域的処理認定業者(その委託を受けて当該認定に係る処理を業として行う者(法第15条の4の3第2項第2号に規定する者であって積替施設を有する者に限る。))を含む。)	不要	
産業廃棄物広域的処理認定業者(その委託を受けて当該認定に係る処理を業として行う者(法第15条の4の3第2項第2号に規定する者であって当該処理の用に供する施設を有する者に限る。))を含む。)	不要	不要



届出除外対象事業者

対象事業者	届出不要となる処理	
	保管	処分
市町村の委託(非常災害時における市町村から委託を受けた者による委託を含む。)を受けて一般廃棄物の収集又は運搬を業として行う者(積替保管を含む収集運搬に係る委託を受けた者に限る。)	不要	
再生利用されることが確実であることが適当であると市町村長が認めた一般廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者であって市町村長の指定を受けたもの(積替保管を含む収集運搬に係る指定を受けた者に限る。)	不要	
広域的に収集又は運搬することが適当であるものとして環境大臣が指定した一般廃棄物を適正に収集又は運搬することが確実であるとして環境大臣の指定を受けた者(積替保管を含む収集運搬に係る指定を受けた者に限る。)	不要	
市町村の委託(非常災害時における市町村から委託を受けた者による委託を含む。)を受けて一般廃棄物の処分を業として行う者	不要	不要
再生利用されることが確実であることが適当であると市町村長が認めた一般廃棄物のみの処分を業として行う者であって市町村長の指定を受けたもの	不要	不要
広域的に処分することが適当であるものとして環境大臣が指定した一般廃棄物を適正に処分することが確実であるとして環境大臣の指定を受けた者	不要	不要
再生利用されることが確実であることが適当であると都道府県知事が認めた産業廃棄物のみの収集運搬を業として行う者であって都道府県知事の指定を受けたもの(積替保管を含む収集運搬に係る指定を受けた者に限る。)	不要	
再生利用されることが確実であることが適当であると都道府県知事が認めた産業廃棄物のみの処分を業として行う者であって当該都道府県知事の指定を受けたもの	不要	不要
広域的に処分することが適当であるものとして環境大臣が指定した産業廃棄物を適正に処分することが確実であるとして環境大臣の指定を受けた者	不要	不要



届出除外対象事業者

対象事業者	届出不要となる処理	
	保管	処分
家電リサイクル法第23条第1項の認定を受けた製造業者等	不要	不要
家電リサイクル法第23条第1項の認定を受けた製造業者等の委託を受けて積替保管を行う者(当該認定に係る再商品化及び熱回収に必要な行為として行われる場合に限る。)	不要	
家電リサイクル法第23条第1項の認定を受けた製造業者等の委託を受けて処分を行う者(当該認定に係る再商品化及び熱回収に必要な行為として行われる場合に限る。)	不要	不要
家電リサイクル法第32条第1項に規定する指定法人	不要	不要
家電リサイクル法第32条第1項に規定する指定法人の委託を受けて積替保管を行う者(当該指定に係る再商品化及び熱回収に必要な行為として行われる場合に限る。)	不要	
家電リサイクル法第32条第1項に規定する指定法人の委託を受けて処分を行う者(当該指定に係る再商品化及び熱回収に必要な行為として行われる場合に限る。)	不要	不要
小型家電リサイクル法第10条第3項に基づく認定事業者(当該認定を受けた再資源化事業計画(変更があった場合には、その変更後のもの。以下同じ。)に従って積替保管のみを行う場合に限る。)	不要	
小型家電リサイクル法第10条第3項に基づく認定事業者(当該認定を受けた再資源化事業計画に従って処分を行う場合に限る。)	不要	不要
小型家電リサイクル法第10条第3項に基づく認定事業者の委託を受けて積替保管を行う者(当該認定を受けた再資源化事業計画に従って積替保管のみを行う者に限る。)	不要	
小型家電リサイクル法第10条第3項に基づく認定事業者の委託を受けて処分を行う者(当該認定を受けた再資源化事業計画に従って処分を行う者に限る。)	不要	不要

注: 有害使用済機器の対象品目の廃棄物の処理に係る許可等とは、金属又はプラスチックを主として含む廃棄物の処理に係る許可等



3 届出手続・記入要領



届出手続

届出の種類	提出期限
新規	事業を開始する日の10日前まで
変更	変更の日の10日前まで（※）
廃止	廃止の日から10日以内

※住民票及び法人の登記事項証明書の添付が必要な変更については、書類の変更後速やかに届出を行う。

既に有害使用済み機器の保管等を業として行っている者については、平成30年10月1日までに届出が必要（猶予期間）。



提出書類(新規・届出書)

届出書(様式 第三十五号の二)の記載項目	備考
A 氏名又は名称及び住所 (法人の場合)代表者の氏名	<ul style="list-style-type: none"> ・ (法人の場合)登記上の名称及び代表者の氏名 ・ 事業者の主たる事務所(本社等)の郵便番号及び住所(都道府県から番地まで)
B 事業の範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・ 有害使用済機器の取扱品目を記載 ・ 処理の区分:「保管」又は「保管及び処分」
C 事業所及び事業場の所在地並びに事業場の敷地面積	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保管等の業を行おうとする事業場の場所の所在地と面積
D 保管の場所の所在地及び面積並びに保管する有害使用済機器の品目、保管量及び保管の高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保管場所毎に記載
E 保管高の上限	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保管場所毎に記載
F (処分を行う場合)当該処分に係る事業場の所在地及び処分する有害使用済機器の品目	
G (事業の用に供する施設を設置する場合)当該施設の種類、数量、設置場所、設置年月日及び処理能力	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該施設毎に記載
H (未成年者又は成年被後見人若しくは被保佐人の場合)法定代理人の氏名及び住所	



提出書類(新規・添付書類)

添付書類の項目	備考
① 事業計画の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の全体計画、処理の方法 ・ 取扱品目(品目毎の受入予定量、予定受入先事業者、保管場所、処理方法、予定持出先)
② 事業場の平面図及び付近の見取図	
③ (事業の用に供する施設を設置する場合) 当該施設の処理方式、構造及び設備の概要、構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図	
④ 届出者が場所又は施設の所有権を有することを証する書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土地の登記簿謄本(申請の3ヶ月以内に発行されたもの)等(借地の場合は賃借契約及び同意書等が必要)
⑤ (処分又は再生を業として行う場合)処分又は再生に伴って生じた廃棄物の処理方法又は再生品の利用方法を記載した書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物の種類毎に記載
⑥ (個人の場合)住民票の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民票(直近3ヶ月以内に発行されたもの)
⑦ (法人の場合)定款又は寄附行為及び登記事項証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法人の登記事項証明書(届出の直近3ヶ月以内に発行されたもの)
⑧ (未成年者又は成年被後見人若しくは被保佐人の場合)法定代理人の住民票の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民票(直近3ヶ月以内に発行されたもの)



提出書類(変更・届出書)

届出書(様式第三十五号の三) の記載項目
A 氏名又は名称及び住所 (法人の場合)代表者の氏名
B 届出を行った年月日
C 変更の内容
D 変更の理由
E 変更予定年月日

添付書類の項目	備考
① 事業計画の概要	※
② 事業場の平面図及び付近の見取図	※
③ (事業の用に供する施設を設置する場合)当該施設の処理方式、構造及び設備の概要、構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図	※
④ 届出者が場所又は施設の所有権を有することを証する書類	※
⑤ (処分又は再生を業として行う場合)処分又は再生に伴って生じた廃棄物の処理方法又は再生品の利用方法を記載した書類	※
⑥ (個人の場合)住民票の写し	※
⑦ (法人の場合)定款又は寄附行為及び登記事項証明書	※
⑧ (未成年者又は成年被後見人若しくは被保佐人の場合)法定代理人の住民票の写し	※

※変更がある場合に添付



五の国産産品を応援するプロジェクト
でいっしょに頑張ろう！

提出書類(廃止)

届出書(様式第三十五号の四)の記載項目

- | |
|-------------------------------|
| A 氏名又は名称及び住所
(法人の場合)代表者の氏名 |
| B 届出を行った年月日 |
| C 変更の内容 |
| D 変更の理由 |
| E 変更予定年月日 |

**事業の一部の廃止とは、事業の範囲の一部廃止(保管又は処分・再生の内
の一部を廃する場合)、複数の事業場の内一部を廃止する場合、取扱い品
目の一部を廃止する場合などを指す**



立入検査等

有害使用済機器の適正な取扱いを確保するため、必要な報告徴収、立入検査、改善命令、措置命令等を行うことができることが定められている。

	罰則の対象者	罰則
措置命令違反 (法第25条第1項第5号)	法第19条の5第1項の規定(※)による命令に違反した者	5年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金又はこれを併科
改善命令違反 (法第26条第2号)	法第19条の3の規定(※)による命令に違反した者	3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金又はこれを併科
届出義務違反 (法第30条第6号)	法第17条の2第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして有害使用済機器の保管又は処分を業として行った者	30万円以下の罰金
報告徴収に関する不報告等 (法第30条第7号)	法第18条第1項の規定(※)による報告をせず、又は虚偽の報告をした者	
立入検査の拒否等 (法第30条第8号)	法第19条第1項の規定(※)による検査若しくは収去を拒み、妨げ、又は忌避した者	

※法17条の2第3項において準用する